

社会福祉法人緑樹会における新型コロナウイルス集団発生防止と

感染疑い事例が発生した場合の備えについて

現在、当法人では、新型コロナウイルス感染拡大防止について、厚生労働省および各地域行政所掌部署からの最新情報を受けとりながら感染症対策の徹底を図っております。

東京都においては感染爆発の重大局面を迎えていることを踏まえ、別添のとおり、集団発生防止に向けて必要な事項を整理するとともに、感染の疑い事例が発生した場合に備えておくべき事項をとりまとめました。ご家族様、契約者様、取引業者様におかれましては、面会・立ち入りの中止にご理解をいただいていることを大変感謝いたします。皆様方におかれましても、既に様々な対策を重ねているところと存じますが、くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。

【新型コロナウイルスの集団発生防止と感染疑い事例が発生した場合の備え】

集団発生防止に向けた取組

1 集団発生防止

- ・ 施設で作成している感染症予防指針、感染対策マニュアルに基づく取り組みを徹底します。
- ・ 職員は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底します。
- ・ 職員は家族の健康管理に努めるとともに、健康状態を把握しておく。
- ・ 委託業者、配達業者については、物品の受け渡しは玄関で行い、立ち入る場合は検温し記録する。

2 職員（家族を含む）の渡航自粛、集会参加自粛の徹底

- ・ 職員が外国から帰国した場合は 14 日間の外出自粛を行う。（現在海外帰国者、渡航予定者はいません）
- ・ 施設内外の会議等についても、できるかぎり対面での集会を避けるため、

延期や中止のほか、書面、電話、テレビ会議による開催をおこなう。

- ・ 職員のプライベートにおいても、イベント等への参加や飲食を伴う集まりを自粛させる。

感染疑い事例が発生した場合の備え

緑樹会では、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」に掲げられた事項を速やかに実施できるよう、以下の取り組みを行います。

1 施設における連絡体制

- ・ 施設長等への連絡体制及び施設内での情報共有体制の再確認を行います
- ・ 当面は各施設協力医療機関に相談するとともに、感染疑い事例が発生した場合は保健所に設置されている帰国者・接触者電話相談センターに電話連絡し、指示を受けます。
- ・ PCR検査を受けることになった場合及び検査結果（陰性であった場合も含む）を都道府県、区市町村に連絡します。

- ・ 入居者のご家族、契約者等に状況を連絡します。(個人情報に配慮し、入居者、職員等の氏名等はお知らせできませんのでご了承ください)

2 発生後の施設運営体制（保健所と連携して対応）

- ・ 集団感染が発生した施設は各施設の「事業継続計画（BCP）」に沿って業務を行う予定です。
- ・ 消毒・清掃等の実施方法の周知及び必要となる資器材の確認 （現在、マスク・医薬品・消毒類は十分在庫がございます）
- ・ 濃厚接触が疑われる入居者、職員の特定方法の確認
- ・ 濃厚接触が疑われる入居者に関わる対応方針の策定

3 予め準備しておくべき事項

- ・ 施設の一部使用制限や職員の自宅待機等により、サービスの縮小を余儀なくされた場合に備え、事業継続計画（BCP）の確認
- ・ 報道機関等、外部への連絡責任者の確認と、人権や個人情報に配慮した情報発信が必要であることの確認

4 その他

面会制限解除時期について

現在、面会全面中止にご協力いただいているところです。この先の首都圏や周辺状況をみながら再開時期をご連絡させていただきます。当初、4月中旬を予定していましたが、現状は好転しておらず、再開のめどは見通しができない状況です。

日々の消毒の実施

施設内は常に消毒を行っております。共有スペースはアルコールで噴霧・拭き取り作業を毎日行い、入居者が生活するユニット内のテーブルや居室もアルコールや電解水で消毒しています。職員のロッカーや食堂、ドアノブもアルコール消毒を行っております。